

# 福井県報

第 22 号  
令和元年  
7月19日(金)  
火・金曜日 発行  
1月1,890円郵送料共

目次  
(※は、県例規集登載事項)

## 規則

※福井県林業・木材産業改善資金貸付

規則の一部を改正する規則(一六・

県産材活用課)……………一

## 告示

○漁船保険の契約締結の申込みについ

て同意を求めるための発起の届出(

一〇三・水産課)……………六

○道路の区域の変更(一〇四、一〇五

・道路保全課)……………六

## 公告

○政府調達に関する協定の適用を受け

る調達契約に係る随意契約の相手方

の決定(二件・統計情報課)……………七

○土地改良区の役員の退任(三件・奥

越農林総合事務所)……………七

○土地改良区の役員の就任(三件・同

)……………七

## 規則

福井県林業・木材産業改善資金貸付規則の

一部を改正する規則を公布する。

令和元年七月十九日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第十六号

福井県林業・木材産業改善資金貸付規

則の一部を改正する規則

福井県林業・木材産業改善資金貸付規則(

平成十五年福井県規則第七十五号)の一部を

次のように改正する。

第五条第一項を次のように改める。

貸付金の償還期間は、十年以内(三年以

内の据置期間を含む。)とする。ただし、

次の各号に掲げる資金の貸付けにあっては

、当該各号に定める期間とする。

一 山村振興法(昭和四十年法律第六十四

号)第八条の六第一項に規定する資金の

貸付け 十二年以内(五年以内の据置期

間を含む。)

二 林業経営基盤の強化等の促進のための

資金の融通等に関する暫定措置法(昭和

五十四年法律第五十一号)第三条第一項

の認定を受けた者が当該認定に係る同条

第二項第三号の措置を実施するのに必要

な林業経営基盤の強化等の促進のための

資金の融通等に関する暫定措置法施行令

(昭和五十四年政令第二百五号)第七条

第一項に規定する資金の貸付け 十二年以内(三年以内の据置期間を含む。)

三 森林の間伐等の実施の促進に関する特

別措置法(平成二十年法律第三十二号)

第十一条第一項に規定する資金の貸付け

十二年以内(五年以内の据置期間を含

む。)

四 農工商等連携促進法第十三条第二項に

規定する資金の貸付け 十二年以内(五

年以内の据置期間を含む。)

五 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原

材料としての利用の促進に関する法律(

平成二十年法律第四十五号)第九条に規

定する資金の貸付け 十二年以内(三年

以内の据置期間を含む。)

六 公共建築物等における木材の利用の促

進に関する法律(平成二十二年法律第三

十六号)第十二条に規定する資金の貸付

け 十二年以内(三年以内の据置期間を

含む。)

七 六次産業化法第十条第二項に規定する

資金の貸付け 十二年以内(五年以内の

据置期間を含む。)

八 林業労働力の確保の促進に関する法律

(平成八年法律第四十五号)第五条第一

項の認定を受けた事業者が当該認定に係

る計画に従って同法第五条第一項の改善

措置を実施するのに必要な林業労働力の

確保の促進に関する法律施行令(平成八

年政令第百五十三号)第三条第一項に規

定する資金の貸付け 十五年以内(三年

以内の据置期間を含む。)

第五条第二項を同条第三項とし、同条第一

項の次に次の一項を加える。

2 森林経営管理法(平成三十年法律第三十

五号)第三十七条第二項の規定に基づき経

営管理実施権の設定を受けた民間事業者に

係る前項第二号の規定の適用については、同法附則第二条の規定に基づき、同号中「十二年以内」とあるのは「十五年以内」とする。  
様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第6条関係)

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書  
(林業・木材産業改善措置に関する計画書)

福井県知事 様 年 月 日

住所または主たる  
事務所の所在地  
氏名または名称  
および代表者氏名  
印

林業・木材産業改善資金助成法第7条第1項の規定による林業・木材産業改善措置に関する計画を作成したので、福井県林業・木材産業改善資金貸付規則第6条第1項の規定に基づき、林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

林業・木材産業改善措置に関する計画

1 林業・木材産業改善措置の目標

林業・木材産業改善措置の目的	該当するものに○印を記載	添付する別紙
林業経営または木材産業経営の改善		別紙1
林業労働に係る労働災害の防止		別紙2
林業労働に従事する者の確保		別紙3

(注) 林業・木材産業改善措置の目標については、その目的の区分に応じ、添付する別紙を選択すること。

2 林業・木材産業改善措置の内容および実施時期

林業・木材産業改善措置の内容	該当するものに○印を記載	添付する別紙
機械または施設の導入		別紙4
森林施業の実施に係るもの		別紙5
立木取得に係るもの		別紙6
上記以外の内容のもの		別紙7

(注) 林業・木材産業改善措置の内容については、その区分に応じ、添付する別紙を選択すること。

3 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額および調達方法

林業・木材産業改善資金貸付残高  
円( 年 月 日現在)

区分	総事業費(注1)	資金内訳		
		計(注2)	改善資金	その他の自己資金
年度				
年度				
年度				
年度				
年度				
合計				

(注) 1 総事業費の区分の欄は、改善措置の取組の具体的な内容(機械・施設の導入、開伐の実施、作業路の開設、立木の購入等)を記載すること。また、改善措置に係る具体的な内容が複数ある場合は全て記載することとし、資材購入等の林業・木材産業の経営改善に伴い必要となる改善措置も区分して記載すること。

2 改善措置を複数年度で行うことを計画している場合は、年度ごとの総事業費および資金の内訳を記載すること。

3 上記2に該当する場合、総事業費の計の各年度の合計欄は、2表の林業・木材産業改善措置の内容に応じて添付する別紙における年度ごとの所要額の計の欄の数値と一致させること。

(添付資料)

1 法律の特例に該当し、償還期間が10年を超えるものまたは据置期間が3年を超えるものとする場合は、当該法律の特例に該当する旨を証明する書類(事業計画の認定書の写し等)を添付すること。

2 上記のほか、知事が必要と認める書類を添付すること。

別紙1 [林業経営または木材産業経営の改善を目的とする場合]

## 林業・木材産業改善措置の目標

1 林業経営または木材産業経営の現状と目標			
項目	現状	目標	
従業員数 (個人の場合、家族従事者数を内書)	人	人	
資本金または出資金(法人のみ)	万円	万円	
資本整備の状況 (注1)			
生産等の状況 (注2)			
年間収入 (法人の場合、年間売上高)(注3)	万円	万円	
年間所得 (法人の場合、年間営業利益)(注3)	万円	万円	

- (注) 1 資本整備の状況の欄は、事業実施に必要な主な施設や機械器具等の設置状況について記載すること。
- 2 生産等の状況の欄は、林業または木材産業に係る経営規模、年間事業量等を記載すること。
- 3 年間収入・年間売上高および年間所得・年間営業利益の欄は、林業または木材産業に係るものを記載すること。

2 林業・木材産業改善措置の具体的目標			
改善項目(注1)	現状(年度)(注2)	目標(年度)(注2)	1との関係(注3)

- (注) 1 改善項目の欄は、林業・木材産業改善措置を実施することにより直接効果の現れる指標(生産性の向上、生産量の増加、生産および販売コストの削減、品質の向上、販売量の増加、売上高の増加等)を記載すること。
- 2 現状および目標の欄は、申請時点における改善項目の現状と、改善措置計画終了時点の目標を原則として数値で記載し、年度も記載すること。
- 3 改善措置を複数年度で行うことを計画している場合は、欄を追加して年度ごとの目標を記載すること。
- 4 1との関係の欄は、本目標と1で記載する年間収入(売上高)または年間所得(営業利益)との関係を記載すること。

別紙2 [林業労働に係る労働災害の防止を目的とする場合]

## 林業・木材産業改善措置の目標

(林業労働従事者用)			
項目	現状(年度)	目標(年度)	
年間従事者数	日	日	
保育安全衛生施設			
労働災害防止 (注1)			

- (注) 1 労働災害防止の欄は、申請時点における災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と改善措置計画終了時点の目標を記載し、年度も記載すること。
- 2 改善措置を複数年度で行うことを計画している場合は、欄を追加して年度ごとの目標を記載すること。

(雇用主(個人を含む。)用)			
項目	現状(年度)	目標(年度)	
従業員数(注1)	人	人	
年間延べ雇用量(注1)	人	人	
保育安全衛生施設			
労働災害防止(注2)			

- (注) 1 従業員および延べ雇用量には、家族従事者を含めること。
- 2 労働災害防止の欄は、申請時点における災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と改善措置計画終了時点の目標を記載し、年度も記載すること。
- 3 改善措置を複数年度で行うことを計画している場合は、欄を追加して年度ごとの目標を記載すること。

別紙3 [林業労働に従事する者の確保を目的とする場合]

林業・木材産業改善措置の目標

項目	現状 (年度)	目標 (年度)
従業員数 (注1)	人	人
年間延べ雇用量 (注1)	人	人
保有福利厚生施設		
労働従事者の確保 (注2)		

- (注) 1 従業員および延べ雇用量には、家族従事者を含めること。
- 2 労働従事者の確保の欄は、申請時点における新規雇用者数、従業員全体に占める若年(例えば40歳未満)従業員数の割合等の労働従事者の確保に係る現状と改善措置計画終了時点の目標を記載し、年度も記載すること。
- 3 改善措置を複数年度で行うことを計画している場合は、欄を追加して年度ごとの目標を記載すること。

別紙4 [機械または施設の導入の場合]

林業・木材産業改善措置の内容および実施時期

項目	現在設置している機械・施設	導入機械・施設	
		導入年度	年度
目的			
機械・施設名等 (注2)			
規格・能力等 (注2)			
導入時期	購入： 年 月 日	設置予定： 年 月 日	
台数	台	台	台
単価	—		円
所要額	—		円
その他 (注3)	処分方法(廃棄・下取・継続使用)	①更新・新規 ②新品・中古 ( 年製造) ③購入・賃貸	

- (注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。また、導入が複数ある場合は、表を追加や加工するなどして、様式を変更すること。
- 2 機械・施設名および規格・能力等の欄は、内容が分かる写真またはペンタブレットを添付する場合は記載を省略できる。
- 3 その他の欄には、各記入欄に記述できない必要事項を記載すること。

別紙5 [森林施業の実施に係るものである場合]

林業・木材産業改善措置の内容および実施時期

項目	内容					年度	
	施業対象森林の概要	別紙のとおり(注2)	作業種別の事業計画				
作業種別	森林の位置	事業開始時期 ～終了時期	齢級	面積	材積	延長	所要額
伐							
間							
計							
復層伐							
計							
作業路の開設・改良							
計							
合計							

(注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。

2 施業対象森林の概要は、所在地、現況(樹種別・林種別・齢級別の面積、蓄積)を別紙に記載すること。また、位置を明らかにした図面を添付すること。

別紙6 [立木取得を行う場合]

林業・木材産業改善措置の内容および実施時期

立木所有者の氏名	立木の位置 市町 地番 林小班	伐採対象立木(注2, 3)					取得年月日	取得対象立木(注5)	所要額
		立木の樹種、樹齢および材積	人工林(注4)	天然林(注4)	計	材積			
樹種	樹齢	材積	樹種	樹齢	材積	材積			
計									

(注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。

2 伐採対象立木の欄には、権限に基づき管理している立木を記載すること。

3 林小班ごとに記載すること。

4 樹種および樹齢が複数のものは、主たるものを記載すること。

5 取得対象立木の欄には、林業・木材産業改善資金で取得を予定している立木につき○を付すこと。

6 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加するなど様式を変更すること。

(添付資料)

1 取得対象立木を明示した伐採対象立木の位置図を添付すること。

2 木材加工業者と木材の安定供給に係る協定等の写しを添付すること。

別紙7 [その他の取組の場合]

林業・木材産業改善措置の内容および実施時期

項目(注2)	内容(注2)	年度
・研修 ・指導または助言 ・調査 ・その他		
実施時期	年 月 日	
所要額		円

- (注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。  
2 該当する項目に○を記載し、内容の欄には、研修等を受ける目的と内容(受講先、受講名等)を記載すること。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)  
この規則の要旨は、林業・木材産業改善措置の施行規則に定める様式による用紙で、関係の国、自治体の関係者へ通知すること。

知 照

福井県告示第103号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の規定による同意を求めようとする発起人から次のとおり届出を受けたので、同令第5条第3項の規定により公示するとともに、当該届出に係る指定漁船調査を縦覧に供する。

令和元年7月19日

福井県知事 杉本 達治

1 届出事項

- 発起人の住所および氏名  
丹生郡越前町新保第12号1番地1  
小林 利幸  
丹生郡越前町新保第13号7番地2  
倉崎 忠広  
丹生郡越前町厨第11号42番地2  
久保 徳人
  - 加入区  
越前町加入区
  - 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
越前町漁業協同組合
- 2 指定漁船調査の縦覧  
(1) 縦覧期間

令和元年7月19日から令和元年8月2日まで

- 縦覧場所  
丹生郡越前町小樽第7号65番地  
越前町漁業協同組合事務所

福井県告示第104号

一般県道南越駅線の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和元年7月19日から20日間一般の縦覧に供する。

令和元年7月19日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅員(単位:メートル)	延長(単位:メートル)
一般県道	南越駅線	新	越前市大屋町39 字東登リ内7番2 から 越前市大屋町39 字東登リ内5番2 まで	280 ～ 143.5	90.0
		旧	越前市大屋町39 字東登リ内7番2 から 越前市大屋町39 字東登リ内5番2 まで	280 ～ 280	90.0

福井県告示第105号

一般県道大谷杉津線の下記区間において、道路防災対策工事に伴い、道路の区域を変更



したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。  
なお、これを表示した図面は、福井県庁および敦賀土木事務所において、令和元年7月19日から20日間一般の縦覧に供する。

令和元年7月19日  
福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員(単位:メートル)	延長(単位:メートル)
一般県道	大杉津線	新	敦賀市元比田55号長谷22番3から	17.5	1450
		旧	敦賀市元比田55号長谷22番2から敦賀市元比田55号長谷24番2地先まで	42.0	11.0 ~ 145.0

# 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和元年7月19日  
福井県知事 杉本 達治  
1 随意契約に係る特定役務の名称  
M i c r o s o f t 3 6 5 運用業務

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県地域戦略部統計情報課  
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成31年3月25日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所  
株式会社江守情報
- 5 福井県福井市順化1丁目24-38  
随意契約に係る契約金額  
30,456,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
特命随意契約
- 7 随意契約理由  
セキュリティ対策の観点から、現行の設定情報を公開することはできず、一般競争入札に適さないため

令和元年7月19日

福井県知事 杉本 達治

- 1 随意契約に係る特定役務の名称  
情報セキュリティ支援業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県地域戦略部統計情報課  
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成31年3月25日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所  
株式会社江守情報  
福井県福井市順化1丁目24-38

- 5 随意契約に係る契約金額  
41,601,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
特命随意契約
- 7 随意契約理由  
セキュリティ対策の観点から、現行の設定情報を公開することはできず、一般競争入札に適さないため

真名川土地改良区連合から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が平成31年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。  
令和元年7月19日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所  
監 事 瀧川 安洋 大野市稲郷35-59-1

真名川土地改良区連合から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和元年5月20日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。  
令和元年7月19日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所  
理 事 福田 巖 大野市木本61-38

木の本原土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和元年5月20日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。  
令和元年7月19日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 福田 巖 大野市木本61-38  
〃 佐々木善市 大野市阿難祖地頭方34-3  
〃 大藤喜代治 大野市春日21-8  
〃 柿木 正次 大野市木本58-23  
〃 小椋 忠夫 大野市篠原77-31  
〃 櫻井 啓道 大野市榎16-11  
〃 村中 利和 大野市稲郷73-8  
〃 斉藤 正則 大野市下舌10-甲12  
〃 南居 伸一 大野市上舌4-1  
〃 門前 光正 大野市西山23-24  
監 事 篠田 守一 大野市木本63-5-1  
〃 安間 義輝 大野市千歳5-11  
〃 森田 敏也 大野市篠原65-12-1

真名川土地改良区連合から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が平成31年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。  
令和元年7月19日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所  
監 事 山本真名夫 大野市今井15-14

真名川土地改良区連合から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和元年5月21日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。  
令和元年7月19日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所  
理 事 前田 光雄 大野市木本126-10

木の本原土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和元年5月21日

に役員に就任した旨の届出があつたので、同条第18項の規定により公告する。

令和元年7月19日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住 所
理 事	佐々木善市	大野市阿難祖地頭方34-3
〃	前田 光雄	大野市木本126-10
〃	佐中 政人	大野市篠座22-15
〃	米澤 政光	大野市木本37-49
〃	高津 琴博	大野市上舌17-12
〃	源内 和夫	大野市森山25-28
〃	森川真知夫	大野市篠座町8-10
〃	池端 實	大野市西堀11-13-1
〃	佐々木治和	大野市篠座67-35
〃	山内 茂治	大野市稲郷52-26
監 事	篠田 守一	大野市木本63-5-1
〃	齊藤 重雄	大野市春日3-2010
〃	久保 貴寛	大野市阿難祖領家17-52

令和元年七月十九日印  
令和元年七月十九日発

刷 行

発行人 千九一〇一八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福 井 県  
印刷人 千九一〇一〇〇一七 福井県福井市文京一丁目十九一二十 高桑印刷(株)

☎ 六三三二番